

今月の特集

1. 改正女性活躍推進法
2. 令和4年度雇用保険料率引き上げ改正
3. 小学校等休業等対応助成金

1. 改正女性活躍推進法

令和4年4月1日から、『女性活躍推進法』が改正されます。

この改正により、今まで努力義務とされてきた常時雇用する労働者数 101人以上 300人以下の一般事業主にも、女性活躍の為に『一般事業主行動計画策定・変更届』の届出等が義務化されます。

「女性活躍の為に行動計画」を策定するためには何をすればよいのか、お悩みの方も多いのではないのでしょうか。

まずは現状の分析から始めてみましょう。

◇ステップ1：女性労働者の活躍状況を把握、課題分析を行う

- ① 採用者・労働者に占める女性比率
- ② 平均勤続年数の男女比
- ③ 月別平均残業時間
- ④ 管理職に占める女性比率

特に①と②は職種や雇用形態別に把握し、課題分析をしましょう。(事務職、営業職、技術職、正社員、契約社員など)

◇ステップ2：行動計画を策定する

「女性労働者・応募が少ない」「女性の離職率が高い」「残業時間が多い」…など、それぞれの課題に合わせた行動計画を策定しましょう。

例：女性労働者(応募)が少ない場合

株式会社〇〇 行動計画

1. 計画期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
2. 目標と取組内容
目 標 〇〇職の女性労働者を1人以上増やす
取組内容 令和〇年〇月～ 女性労働者が活躍できる企業であることをPRする(会社案内・ホームページに記載)
令和〇年〇月～ 女性がいけない又は少ない部門・職種等への女性労働者の積極的な配置

◇ステップ3：労働局に「策定届」を届出、情報の公表

『一般事業主行動計画策定・変更届』を労働局に届出ましょう。届出様式は労働局の「女性活躍推進法特設ページ」等でダウンロードできます。

また、自社の女性の活躍に関する情報を「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、年1回更新しましょう。他社の取組を検索、閲覧することも可能なため、自社の行動計画を策定するヒントとすることもできます。

2. 令和4年度雇用保険料率引き上げ改正

令和4年度の雇用保険料率は令和4年4月から0.05%、さらに令和4年10月から0.4%引き上げられることが閣議決定されました。

1段階目に令和4年4月から雇用保険二事業に関する保険料率を現行1000分の3から1000分の3.5へ改正されます。

2段階目に令和4年10月から失業等給付に関する保険料率を現行1000分の2から1000分の6へ引き上げられます。

現在の雇用保険料率

① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000

令和4年4月～令和4年9月の雇用保険料率

① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000

令和4年10月以降の雇用保険料率

① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000

これにより、令和4年10月からは事業主負担は現行1000分の6から1000分の8.5まで引き上げ、労働者負担は現行1000分の3から1000分の5に引き上げられます。

3. 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国の小学校で学級閉鎖や休業が相次ぎ、小学生のお子さんをもつ多くの従業員が仕事を休まざるをえない状況に直面しております。

このような状況に見舞われている企業を支援するため、『小学校休業等対応助成金』という制度がございます。制度の概要は以下の通りです。

《 制度概要 》

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どものお世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援します。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども
2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

《 助成内容 》

有給休暇を取得した対象労働者に
支払った賃金相当額×10/10

《 申請期間 》

休暇取得期間	申請期限	提出期限
令和3年11月1日～令和3年12月31日	令和4年2月28日	令和4年2月10日

休暇取得期間	申請期限	提出期限
令和4年1月1日～令和4年3月31日	令和4年5月31日	令和4年5月10日

申請には、雇用契約書・賃金台帳・出勤簿・勤務スケジュール表・お子様の情報・小学校からのお知らせ・銀行通帳のコピー・保険関係成立届・概算保険料申告・役員名簿・事業所一覧等、ご用意いただく資料が多岐あります。申請を検討される場合は、早目のご準備をお願いします。

ご不明な点がございましたら、弊所までお気軽にお問い合わせ下さい!

SATO コラム

★「成年年齢」引き下げ

令和4年4月1日の民法改正により、日本では約140年ぶりに成年年齢が20歳から18歳に変わります。これにより令和4年4月1日時点で18歳、19歳の方は新成人となります。

また成年年齢の引き下げにより変わるもの・変わらないものがあります。下記政府広報の一覧表をご参考ください。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得



【発行元】

SATO 社会保険労務士法人名古屋オフィス
〒450-0002
名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル4F
TEL：(052) 414-5836